191119 福岡大学 FD 研修会

2019 年 11 月 19 日

獨協大学　岡田　順太

「模擬国会のすすめ―大学における体験型主権者教育の可能性について」

Ⅰ　これまでの取組み

１、模擬国会

(a) 国会の法案審議手続に従い、学生に役割分担に基づき各自の台本を作成させるもの

- 2005 年度から慶應義塾大学総合政策学部「憲法・統治」の授業の補講として、2 時限連続した時間帯に「模範議会」を実施[1]。
- 国会審議の形式に従い、前半で委員会審議、後半で本会議議事の流れとなる。
- 委員会審査は、学生から予め希望を募った企画運営者によって実施され、本会議議事は、履修者全員参加にて行う。
- 委員会審議は、企画運営者が政府・委員などの役割を分担し、法案が政府から提出されたと想定し、これを与党・野党がそれぞれの立場から質疑・討論を行い、採決に至る手続で進められる。
- 授業履修者（100～200 名）から、企画運営者を 20 名程度募集。企画運営者は、当日の委員会審議に備え、事前勉強会に出席する。また、委員は事前に政府への質疑事項を通告し、政府は想定問答を作成するなどの作業を行わなければならない。
- 事前の勉強会は全 3 回。1 回目は、国会審議の流れと情報収集・調査の方法について説明[2]。
- 終了後、4～5 グループに分け、グループワークをさせる（約 2 週間）。①法案に対する討論演説（賛否を明らかにして理由を述べる演説）、②想定問答集の作成を課題とする。課題内容の優劣に基づき、政府、与党、野党などの役割を決定。
- 第 2 回目の事前勉強会において、役割分担を発表し、役割に応じた作業をグループワークで行わせる。第 3 回目の事前勉強会では、委員会審議など当日の流れを確認する。
- グループワークは実施状況の報告を求めるが、基本的に教員から指示は出さない。
- 本会議議事は、参議院議長役の企画運営者が進行する。一般の履修者は、委員会審議に基づき法案への賛否を記名投票で示す。
- 委員会の所要時間が 90～100 分であるのに対して、本会議の所要時間は 30～40 分程度。採決の前の討論（一人 10 分）と集計にほとんどの時間が充てられる。当日の投票は、履修者の出席確認を兼ねている（一般履修者には賛否の理由を記載させる）[3]。

---

[1] 「模擬国会のすすめ―立法政策論の実践的構築の試み」https://ci.nii.ac.jp/naid/110006486506

[2] 「国会質疑の技法：模範議会 2012 の手引き」参照。https://ci.nii.ac.jp/naid/110009577566

[3] ＜記録と資料シリーズ＞法案、質疑答弁、討論文、委員長・議長台本、履修者の感想、実施結果の分析などを掲載。模範議会 2018 は、2020 年 3 月刊行予定。

・模範議会 2010―https://ci.nii.ac.jp/naid/110008705085
・模範議会 2011―https://ci.nii.ac.jp/naid/110009490357
・模範議会 2012―https://ci.nii.ac.jp/naid/110009625551
・模範議会 2013―https://ci.nii.ac.jp/naid/110009912069
・模範議会 2014―https://ci.nii.ac.jp/naid/110010041507
・模範議会 2015―https://ci.nii.ac.jp/naid/110010059733
・模範議会 2016―https://ci.nii.ac.jp/naid/120006530666
・模範議会 2017―https://ci.nii.ac.jp/naid/120006646914

(b) 参加者が用意された台本を読むだけの模擬国会[4]

- 参議院特別体験プログラム会場を利用して実施。通常は、小中学生を対象としているが、施設が閑散期に入る長期休暇中に利用。
- 国会議事堂見学を兼ねる。入ゼミ前のイベントとして他大学と実施。

２、法案作成

- 20 人規模の演習・ゼミで実施。1～5 名程度で「政党」を作らせ、法案作成を競わせる。同時進行で他大学も含めた実施も可能。
- 評価は、履修者と外部の憲法研究者の投票によって決定。
- テーマを設定し、その解決策を検討し、それを法律案として具体化する。政策面だけでなく、法制面での知識・理解・検討が不可欠となる。ただし、条文作成まではいかず、法案の骨子を示すにとどめる方法もある。
- 授業内でのプレゼン・質疑応答のほか、予備投票後にグループごとに個別的な助言・指導を行う。その際、政策面での不明確な点の指摘と法制面での明らかな誤りの指摘は行うが、基本的に学生の作業・方針を見守る。
- 評価基準①「企画立案（政策的妥当性・創造力）」問題発見の着眼点の良さや錬度の高さ、理念的一貫性があるかどうか。立法目的設定の適切さ（ex.「優先的に実現すべき課題か」）と、達成手段の実効性・関連性が見られるか。
- 評価基準②「立法事実（現実的必要性・発見力）」立法を正当化する説得力があるかどうか（ex.「価値観が偏っていないか」）。事実を客観的にとらえるだけの根拠となる資料を着実に収集し、それを分析できているか。
- 評価基準③「立法価値（法的許容性・設計力）」法体系全体との整合性が取れているかどうか。立法にふさわしい内容か（ex.「法律以外の手段でも実現できることはないか」）。また、法的保護に値する権利・自由を不当に侵害していないか。
- 問題解決にあたり、法律を制定する必要があるのかの検討が重要。法体系・判例などに留意しつつ、参照しうる法令（法形式）を探る必要。

Ⅱ　模擬国会の意義と課題

１、模擬国会小史

- わが国で初めて模擬国会を行った例は、慶應義塾において明治 13（1880）年に行われた「議事演習会」であるという。来るべき議会開設を前に、討論の演習や議会運営の理解をはかるために実施されたもので「半ば遊び、半ば研究して居った」という当時の様子が伝えられている。しかしながら、この議事演習会は数回開催されただけで、１年ほどで自然消滅してしまったようである。
- 早稲田大学の前身である東京専門学校では、法律学科に設置されていた「訴訟演習」に対応するかたちで、明治 21（1888）年に政治科において「国会法演習」が設けられ、これが「国会演習」改められて、明治 24（1891）年に正式の第１回国会演習が行われた。帝国議会の第１回議会が明治 23（1890）年のことである。これが後に「擬国会」「早稲田議会」と呼ばれるようになり、都内の他の法律学校でも広まり流行したが、昭和に入り議会政治の後退とともに衰えたとされる。早稲田議会は大正 10（1921）年の第 34 期で歴史の幕を閉じた。

[4] これまでの参加者用配布資料を下記の「プレ模範議会参加者資料」フォルダ内に掲載。
https://researchmap.jp/junta/模範議会プロジェクト/

- 明治 32（1899）年、再び慶應義塾においては擬国会が復活し、明治 44（1911）年からはその流れを引き継いだ弁論部が主催する形式で実施されるが、大正 10（1921）年の第 36 期以後は中止されている。わが国の私学の雄が、議会開設期に模擬国会の取組みを行い、ほぼ同時期に幕引きをしている点は、非常に興味深い。
- まず一つには最早当初のように他から有名な教授や人物も馬鹿らしくなって来なくなったことがあげられる。さらに今まではかなり国会開設に備えてとかといった形で学生層の関心がまだ国会に向けられていたが、大正 10 年をすぎると最早国会からさらに進んでマルクシズムの方に関心が移りつつあったのである。かなり内容的にも魅力を欠きつつあったわけで、時代的なズレができつつあり、それがいちはやく中止の道を選ばしめたものと思われる[5]。
- 「おそらく一方における 1919 年４月の大学令施行に伴うカリキュラム改革、他方における学生数の増加の顕著化と関連なしとしないであろう」「このような条件の下で、いわば手作りの政治学教育の実施は、もはや現実上いちじるしく困難になっていた」[6]。

２、中教審答申と能動的学修

- 中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて―生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（平成 24（2012）年 8 月 28 日）。
- 「学士課程教育の質的転換として求められるのが、「能動的学修（アクティブ・ラーニング）」である」。「個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる」。「学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである」。「学士課程教育を各教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要である」。
- 法科大学院（ロースクール）の開設に伴い、法学教育においても実践的要素を取り入れた教育の必要性が認識されるようになっており、実務家教員（裁判官・検察官・弁護士などの経験者）の登用や模擬裁判、エクスターンシップの導入が法科大学院教育においては必須となっている。こうした教育を、従来の「理論法学」に対して「臨床法学」と呼ぶ向きもある。同時に、学部レベルの授業においてもそうした「臨床」的要素が求められるようになり、学生が主体的に法学を学ぶ方式の授業が徐々に普及しつつある。
- 大学における法学教育に求められる要素、①法は自ら作り出すものであるという主権者意識の涵養と統治客体意識からの脱却、②現代社会の諸課題を解決する方策としての法律の重要性の把握、③より実践的主体的に法学を学ぶ意識の涵養を図り、「学士課程教育の質的転換」。
- 模擬国会・法案作成には、①主権者教育・公民教育としての意義、②物事を多角的に分析する能力の涵養、③基礎学力修得の補完機能といった効果が見込まれる。
- ディベートでは、例えば、「同性婚に賛成か」といった抽象的なテーマで議論が進められるのに対して、具体的な法案が用意され、現実に民法にどういった改正がなされ、それが従来の法体系との関係でどういった影響が生じるのか、その経過措置をどうするのかといった詳細な議論が可能となる。模擬裁判の場合、訴訟形態・当事者適格の問題がある。
- 法的議論のみならず、政策的議論も行いうる点で優れている。また、作業を通じて、立法の

---

[5] 慶應義塾大学弁論部・慶應義塾大学弁論部エルゴー会『慶應義塾弁論部百三十年史』（慶應義塾大学出版会、2008 年）382 頁

[6] 内田満『早稲田政治学史研究―もう一つの日本政治学史』（東信堂、2007 年）265 頁

基礎的素養（立法技術、立法政策、立法過程など）を学びうる。積み上げ式の法学部のカリキュラムと逆の構図。

- Reality（現実味）、Detail（詳細）、Skepticism（懐疑）の追求。

３、実施上の課題[7]

- 課題：①企画運営者の理解不足を底上げする工夫の必要（→基礎学力の欠如を補わせる契機に）、②ある程度、議論をする際の視点を提示する必要（→賛否両論、シミュレーションの視点）、③一般履修者を企画に取り込む工夫の必要（→多くが「壁の花」。ある程度のあきらめも）、④聴衆の観覧に耐えうる「模擬」の実践の必要（→演劇ではないが「大根役者」を克服）。
- 指導上の留意事項：①指導体制（→複数教員の協力体制と実施の円滑化・効率化）、②学生の自主性とグループワーク（→リテラシーの涵養と課外活動での実体験）、③　実証と検証（→一過性のイベントで終わらせない）。
- 「法学教員は各分野の専門的研究を通じて専門に関して研鑽を積み、その結果を踏まえて教育を行う能力を有する必要がある。しかしそれだけではなお不十分であり、そこから進んで自己の専門分野をより広い観点から位置づけて、それに基づいた専門教育を行うこと、さらに、法学の全体像をも説明しながら、十全な知識と素養を初学者に教授できる能力を開発することが必要である」[8]
- 「一部の研究者に法制度設計を重視する者がいるが、一般的に見て、法律学者は法の個別紛争の事後的解決機能に関心があり、政策指向型ではないようである」。学部の壁を越えたカリキュラム編成について、「大学というところは、霞ヶ関以上の縦割りであるという印象であり、現実にはハードルが高いと思われる」[9]。

Ⅲ　今後の展望

- 課題：学生の関心の低下。議会の理想像と現実の議会の状況との乖離（→リアリティを追求するほど、現実離れをする矛盾）。模擬国会衰退「再び」？（→バカバカしさ／議会に対する期待の減退／手作り授業の困難）。
- 模擬から「模範」へ（→あるべき議会像・立法過程を探究）。主権者教育の教材化（→民主政における一連のプロセスのロールプレイ）[10]。
- １部（基礎学力）→２部（模擬教材）→３部（事後考察）。各プロセス間のテーマを共通させることでの結びつきを検討。すべてを実施する必要はない→レベルと意欲と時間。
- プログラムのレベルを縦軸、民主政のプロセスを横軸として、それぞれに合った教材を作成することが体系的な主権者教育の構築に向けた一つの柱になろう[11]。

○　本日のプレゼン資料：https://ux.nu/tv8oV（右の QR コード→）

○　連絡先：junta@dokkyo.ac.jp

---

[7] 岡田順太・横大道聡「法学教育における能動的学修プログラムの開発―模擬国会を用いた臨床法学教育の試み」白鴎大学法政策研究所年報 8 号（2015 年）23-84 頁
https://ci.nii.ac.jp/naid/110009904427

[8] 日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会法学分野の参照基準検討分科会報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準法学分野」（平成 24 年 11 月 30 日）23 頁。

[9] 井原辰雄「法学教育・研究と公務員」人事院月報 59 巻 5 号（2006 年）13-15 頁

[10] 多文化共生社会における法教育・主権者教育の研究―憲法政治の模擬体験を教材に（課題番号 17K04878）。

[11] 「主権者教育と法教育：政治参加の模擬体験を通じて」白鴎法学 22 巻 1 号（2015 年）149-171 頁。
https://ci.nii.ac.jp/naid/110009978578